

議第 230 号 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和 6 年 8 月 8 日付け）等を踏まえ、給与の改定を行うとともに、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）による国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部改正に準じて、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条～第 4 条関係）

ア 一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表の改定（第 2 条・第 4 条関係）

一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。なお、この改定による平均引上げ率（一般職給料表）は、2.65 パーセントです。

また、令和 7 年 4 月 1 日からは、一般職給料表の 2 級以上、消防職給料表の 3 級以上、教育職給料表の特 2 級以上及び医療職給料表の 2 級以上で、各級の初号付近の号給を削除等し、各級の初号の給料月額を引き上げるなど、新給料表に切替えます。

イ 期末手当・勤勉手当の支給割合の改定（第 1 条・第 3 条関係）

期末手当の年間支給割合を 0.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」といいます。）については、0.025 月分）、勤勉手当の年間支給割合を 0.05 月分（再任用職員については、0.025 月分）引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計が、4.5 月分から 4.6 月分（再任用職員については、2.35 月分から 2.4 月分）に増加します。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

令和 6 年度

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月期	1.225 (0.6875)	1.025 (0.4875)	2.25 (1.175)	1.225 (0.6875)	1.025 (0.4875)	2.25 (1.175)
12 月期	<u>1.225</u> (0.6875)	<u>1.025</u> (0.4875)	<u>2.25</u> (1.175)	<u>1.275</u> (0.7125)	<u>1.075</u> (0.5125)	<u>2.35</u> (1.225)
計	<u>2.45</u> (1.375)	<u>2.05</u> (0.975)	<u>4.5</u> (2.35)	<u>2.5</u> (1.4)	<u>2.1</u> (1.0)	<u>4.6</u> (2.4)

令和 7 年度以降

(括弧内は再任用職員 単位：月)

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月 期	<u>1.225</u> (0.6875)	<u>1.025</u> (0.4875)	<u>2.25</u> (1.175)	<u>1.25</u> (0.7)	<u>1.05</u> (0.5)	<u>2.3</u> (1.2)
12 月 期	<u>1.225</u> (0.6875)	<u>1.025</u> (0.4875)	<u>2.25</u> (1.175)	<u>1.25</u> (0.7)	<u>1.05</u> (0.5)	<u>2.3</u> (1.2)
計	<u>2.45</u> (1.375)	<u>2.05</u> (0.975)	<u>4.5</u> (2.35)	<u>2.5</u> (1.4)	<u>2.1</u> (1.0)	<u>4.6</u> (2.4)

ウ その他諸手当の改定（第 1 条・第 3 条関係）

(7) 扶養手当（第 3 条関係）

配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当の額を引き上げます。また、扶養手当の支給方法については、規則に委任します。

(単位：円)

区分		現 行			改 正 案					
		令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度以降		
		副部長 級以下	部長級	局長 級	副部長 級以下	部長級	局長 級	副部長 級以下	部長級	局長 級
配偶者		<u>6,500</u>	<u>3,500</u>	0	<u>3,000</u>	<u>0</u>		<u>0</u>		
22 歳まで	15 歳～	<u>15,000</u>			<u>16,500</u>			<u>18,000</u>		
の子	～15 歳	<u>10,000</u>			<u>11,500</u>			<u>13,000</u>		
重度心身障害者等		6,500	3,500	0	6,500	3,500	0	6,500	3,500	0

※ 重度心身障害者等：満 22 歳までの孫，満 60 歳以上の父母及び祖父母，満 22 歳までの弟妹，重度心身障害者

※ 年齢：当該年齢に到達後の最初の 4 月 1 日をもつての区分

(4) 地域手当（第 3 条関係）

人事院勧告に準じ，地域手当を支給している東京都特別区在勤職員，医師・歯科医師，広島市在勤職員及び呉市立呉高等学校教員以外の職員に対し，令和 7 年 4 月 1 日から地域手当を支給します。

また，広島県の職員との均衡を考慮し，広島市在勤職員及び呉市立呉高等学校教員について，地域手当の額を引き上げます。

区分	現 行	改 正 案	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度以降
東京都特別区在勤職員	20.0%	20.0%	
医師・歯科医師	16.0%	16.0%	
広島市在勤職員	<u>6.2%</u>	<u>7.0%</u>	<u>8.0%</u>
呉市立呉高等学校教員	<u>3.2%</u>	<u>3.7%</u>	<u>4.0%</u>
その他の職員	(支給なし)	<u>2.0%</u>	<u>4.0%</u>

なお，この度の地域手当の支給の見直しに伴い，広島市在勤職員及び呉

市立呉高等学校教員の給料水準を1.3パーセント引き上げる措置は、令和8年3月31日までとします。

(ウ) 管理職員特別勤務手当（第3条関係）

管理職員が災害対応などやむを得ず勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、国に準じ、支給に係る勤務時間を拡大します。

区分	現行	改定案（令和7年度以降）
平日（休日等に含まれる時間を除く。）	午前零時から午前5時までの勤務	午後10時から翌日午前5時までの勤務

(エ) 再任用職員の住居手当（第3条関係）

国に準じ、再任用職員に対し、住居手当を支給できるようにします。

(オ) 医師の初任給調整手当の上限額の改定（第1条関係）

医師の初任給調整手当の上限額を415,600円から416,600円に改定します（実支給額については、当面、改定の予定はありません。）。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第5条・第6条関係）

ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員（高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用された職員をいいます。以下同じ。）の給料月額を次のとおり引き上げます。

号給	現行	改正案
1	<u>380,000円</u>	<u>392,000円</u>
2	<u>427,000円</u>	<u>440,000円</u>
3	<u>477,000円</u>	<u>492,000円</u>
4	<u>539,000円</u>	<u>555,000円</u>
5	<u>615,000円</u>	<u>634,000円</u>

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定及び勤勉手当の支給

令和6年度における特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.05月分引き上げます。

令和7年度以降においては、特定任期付職員に対し勤勉手当を支給し、期末手当の年間支給割合を1.9月分、勤勉手当の年間支給割合を1.75月分とします。なお、特定任期付職員の業績手当は廃止します。

【期末手当の各期別支給割合】

令和6年度

（単位：月）

期別区分	現行	改正案
6月期	1.7	1.7
12月期	<u>1.7</u>	<u>1.75</u>
計	<u>3.4</u>	<u>3.45</u>

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

令和 7 年度以降

(単位：月)

期別区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月期	<u>1.7</u>	-	<u>1.7</u>	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>
12 月期	<u>1.7</u>	-	<u>1.7</u>	<u>0.95</u>	<u>0.875</u>	<u>1.825</u>
計	<u>3.4</u>	-	<u>3.4</u>	<u>1.9</u>	<u>1.75</u>	<u>3.65</u>

(3) 呉市職員退職手当支給条例の一部改正（第 7 条関係）

呉市職員退職手当支給条例（昭和 3 8 年呉市条例第 1 5 号）では、職員の退職手当の額が雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）所定の失業給付の額を下回る場合に、その差額を退職手当として最低保障する旨を定めています。

この度、雇用保険法の一部改正により、就業促進に係る手当の見直しや地域延長給付の延長に伴い、国家公務員退職手当法の一部が改正されたため、所要の規定の整備をします。

3 施行期日

(1) 第 1 条，第 2 条及び第 5 条並びに付則（第 4 項から第 9 項までを除く。）の規定

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日（第 1 条，第 2 条及び第 5 条の規定による改正後の規定は，令和 6 年 4 月 1 日から適用）

(2) 第 3 条，第 4 条，第 6 条及び第 7 条並びに付則第 4 項から第 9 項までの規定
令和 7 年 4 月 1 日